

公立小・中学校の体育館等への空調設備整備に係る財政支援の強化を求める 意見書

本年度においても、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。子どもたちが、体育の授業や部活などで熱中症となり、死亡や後遺症の事例も発生している。学校施設は、子どもたちが長時間過ごす場であると同時に、多くは、災害時の地域の避難所ともなる重要な施設であり、学校施設の環境整備は、いまや必要不可欠である。本市においても普通教室への空調設備は整備されているものの、学校体育館等への空調設備設置については、多額の費用が掛かること、設置後のランニングコストや更新には相当な費用を要することから整備が進んでいないのが実情である。

現在、国においては、学校体育館への空調設備の設置に係る補助事業として、緊急防災・減災事業債や空調設備整備臨時交付金制度があるが、2025年度末で、緊急防災・減災事業債は終了する予定となっている。

文部科学省の調査（2025年5月1日時点）によれば、全国の公立小中学校の学校体育館における空調設備設置率は22.7%にとどまっており、政府が進める少子化対策の一環としても、子どもの生命と健康を守り、健全な教育環境整備の柱として、学校体育館への空調設備整備は喫緊の課題と言える。

よって、国においては、計画的かつ早期に学校体育館の空調設備整備が実現できるよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 空調設備整備臨時特例交付金について、十分な予算を確保すること。
- 2 緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。
- 3 学校体育館に空調設備を設置するには、屋根や窓、壁、床などの断熱性の確保も課題となることから、学校体育館の断熱性を確保する工事についても、緊急防災・減災事業債の補助対象とすること。

4 学校体育館への空調設備をリースで対応した場合にも、補助の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月8日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣官房長官 様